

収入証紙^(※)の



見本

販売・使用を 終了 します

(※)収入証紙は、運転免許の更新やパスポートの申請などで、現金の代わりに申請書などに貼り付けて手数料等を収めるものです。国の「収入印紙」とは異なりますので御注意ください。

証紙の**販売**は
令和8年(2026年)
9月末まで

証紙の**使用**は
令和9年(2027年)
3月末まで

未使用証紙の**還付**は
令和13年(2031年)
9月末まで

令和8年10月以降、未使用の収入証紙は、返還いただくと額面金額を還付します。
詳しい手続については、今後、県のホームページ等でお知らせします。

収入証紙に代えて、県の手数料等をいろいろな方法でお支払いいただけます。

※申請手続によって、支払方法や利用開始時期が異なります。

(全ての手数料等について、下記の方法でお支払いいただけるわけではございません。)

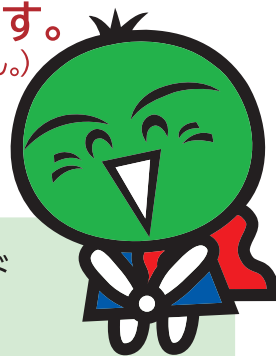
詳しくは、順次 県ホームページ等でお知らせします。

窓口申請の場合

- クレジットカード
VISA、Mastercard、JCB
- コード決済
PayPay、d払い、楽天Pay、auPay
- 電子マネー
交通系電子マネー(Suica等)、WAON、
楽天Edy、nanaco、QUICPay など

電子申請の場合

- クレジットカード
- PayPay
- d払い
- auかんたん決済
- Pay-easy(ペイジー)
※ペイジー対応の金融機関のATM
やインターネットバンキングから
納付する方法



※ このほか、県が発行する納付書を使用して、金融機関窓口等で現金によりお支払いいただくこともできます。
希望される方は、各申請書等の提出先へお問い合わせください。

詳しくは
こちら▶

